

補助事業実施に係る留意事項について

事業実施にあたり、下記の項目を含む ICT 活用に関する厚生労働省や総務省などの規定等に十分留意すること。

<システムの規格・仕様>

- ① サーバーによる診療情報の保存・管理には、「SS-MIX2 標準化ストレージ」など、連携に考慮した比較的汎用性の高い仕組みを用いること。
- ② 情報公開する際の規格として、厚生労働省標準規格 (HELICS: 医療情報標準化推進協議会) 及び医療情報標準化指針 (厚生労働省) を使用すること。
- ③ 診療情報提供書等を電子的に作成・交換する場合は、保健医療福祉分野で適用される公開鍵基盤 (HPKI) (日本医師会電子認証センター) による電子署名を行うこと。

<システムの運用・患者情報の管理等>

- ④ 医療情報の連携を進めるにあたり、連携する患者情報システムの管理者又は連携機関との合意を事前に得ていること。システム運用に係る運用管理規程を定めること。
- ⑤ 運用開始後に必要となる経費負担の見通しが立っていること。
また、情報提供・利用にあたって、関係機関が定期的に協議を行うなど、十分な協力体制を整えておくこと。
- ⑥ 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン (厚生労働省)」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン (厚生労働省)」を遵守すること。また、連携機関においても、これらガイドラインの遵守を徹底させること。
- ⑦ 患者の診療情報を共有する場合、患者本人の同意を得ること。
- ⑧ 必要に応じて利用者の職種等によって参照可能範囲や期間を限定するなど、アクセス権限のあり方には十分な配慮をすること。
- ⑨ 長期間の運用も含め、コストとメリットのバランスを考慮したシステム導入を行うよう努めること。

※注：上記記載のガイドライン等については、厚生労働省のホームページに掲載されています。

<事業効果の検証>

- ⑩ 別途、事業実施後の効果を検証するために必要なデータ (患者紹介率等) の提供を求めることがあります。